

三条市商店

三条民主商工会
三条市興野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2019年9月4日
2384回

婦人部からのお願い

9月26日(木)に2年に一度の業者婦人決起集会があります。

「10月消費税10%ストップ」 ネットワーク 新潟県じつせい宣伝に三条でも

26日午後5時から原信四日町店前で行いました。六団体からはそれぞれの立場から消費税について訴えました。

民商からは、坂井会長が次のように訴えました

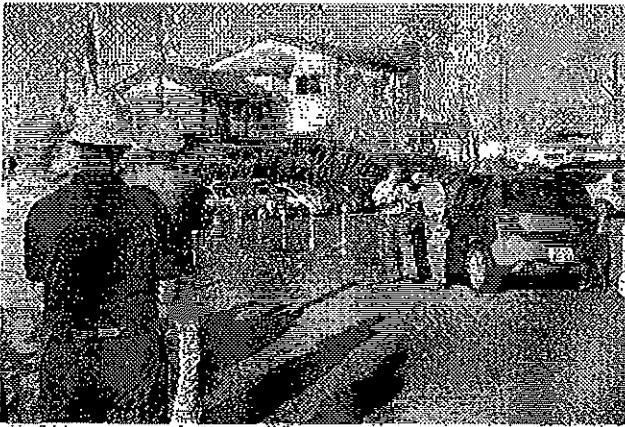
(一部)

「零細業者の集まりの三条民主商工会の坂井です。税務機関が言っていますが、『免税業者だからといって親会社に消費税を請求することは後ろめたい事はありませんので、ためらわず堂々と請求しましょ』と言っています。

ところが、今回の消費税増税には、免税業者をターゲットにインボイス制度(課税仕入に必要な伝票)という煩雑な帳簿を付けさせ容赦なく税金をとるうという計画も含まれています。ちゃんと帳簿を付けてきつちり税金を払わなければ、親会社の経費にならず取引を断わられる事態になります。このためインボイス制度を受け入れられない小さな商売は廃業に追い込まれてしまいます。私の息子も後継者として、一生懸命仕事をしていますのでまだまだ商売を続けさせてもらいたいと思うのです。今回の消費税増税は絶対阻止したいと思います。」

その後、新婦人・三条地区労・社民党・新社会党・共産党市会議員が訴えました。

宣伝・署名行動には30人以上の参加と、44人の方から署名をしてもらいました。



今月の法律相談

9月24日(火)午後2時より 民商事務所
工藤和雄顧問弁護士
予約が必要ですので民商事務所まで
ご連絡下さい。会員の相談は無料です。

